

## 預かり保育の助成金について

### 対象児童

- ① 葛飾区在住で、3～5歳児クラスのうち保育の必要性の認定（新2号認定）を受けている児童
  - ② 葛飾区在住で、満3歳児クラスのうち非課税世帯で保育の必要性の認定（新3号認定）を受けている児童
  - ③ 葛飾区在住で、満3～5歳児クラスのうち保育の必要性の認定を受けていない児童
- ※児童及び保護者ともに葛飾区に住民登録をし、在住している方が対象です。  
 ※満3歳とは、3歳の誕生日の前日からその年度の3月末までの児童、5歳とは、小学校就学前までの児童をいいます。  
 ※①及び②の該当児童については、申請があった日から2年前（利用月の2年後の同月中に申請があったもの）まで遡っての助成が可能です。  
 ※③の該当児童については、年度内に申請があった場合のみ助成金の対象となります。

### 対象経費

教育時間前後に預かり保育を利用し、施設に納入した利用料（保育料）

### 助成額

3～5歳児クラス…児童一人当たり月額11,300円上限  
 満3歳児クラス…児童一人当たり月額16,300円上限  
 ※ただし、実際に支払った利用料と上限額を比較し、低い額を助成します。

### 申請方法・提出書類

- ① 葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書【幼稚園在園児（預かり保育等）】
  - ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（原本）
  - ③ 振込口座が確認できるもの（通帳等）の写し（前回と同じ振込口座の場合は不要です）
- 上記の順にホチキス止めをし、提出してください。  
 ※施設等利用給付認定決定通知書は添付しないでください。

### 申請期限等

対象月	区の締切り	提出先
令和8年4月～8月分	令和8年9月18日（金）※	在園する幼稚園にご提出ください。 4月の締切日を過ぎるとお支払いができません場合があります。
令和8年9月～12月分	令和9年1月18日（月）※	
令和9年1月～3月	令和9年4月14日（水）※	

※各園での締切りは、在園する幼稚園にお問い合わせください。

### お振込時期等

対象月	お振込時期
令和8年4月～8月分	令和8年11月上旬～中旬
令和8年9月～12月分	令和9年3月上旬～中旬
令和9年1月～3月	令和9年5月下旬

※区の締切りを過ぎて提出があった場合は、お振込時期が1カ月程度遅くなります。  
 ※お振込の日が決まりましたら、交付通知書にてお知らせします。

## 保育の必要性の認定について

新2号認定及び新3号認定については保育課入園相談係(電話:5654-8278~9)にお問い合わせください。

なお、認定された方には施設等利用給付決定通知書(新2号認定又は新3号認定)が交付されます。利用時に施設に提示してください。

## 注意事項

- 申請書は園で配布しておりますが、数に限りがございます。配布がない場合は、葛飾区ホームページでダウンロードまたは葛飾区役所で受け取ってください。
  - 申請は対象月ごとに分けて申請してください。例えば、9月~12月分の申請に1月の冬休み中の預かり保育を含めないでください。  
※9月~12月分の申請を、1月~3月分と合わせて4月に7か月分まとめて申請することは可能です。
  - 消えるペンや修正テープは使用しないでください。  
申請書を訂正した場合は、書き直していただく場合があります。
  - 申請漏れがあった場合は、新たな申請書を記入の上、領収書兼提供証明書等を添付し提出してください。お急ぎでない場合は、次の申請時に追加して申請することも可能です。
  - 各園での締切りは、在園する幼稚園にお問い合わせください。各園の締切りを過ぎて提出する場合は、区へ直接提出してください。
  - 申請書と添付書類はホチキスで止めてください。止められない場合は封筒に入れるなど、ばらばらにならないようにしてください。
  - 提出書類のうち、②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書は、特に理由がある場合に限り、園が定める書式で発行している領収書(写し)、提供証明書(原本)で代えることができます。(領収書は利用料やおやつ代、その他費用が明確に分かれているものに限りです。)
  - 在園する幼稚園とは別に、認可外保育施設・認証保育所を利用した場合は、その施設が発行した提供証明書(原本)、領収書(写しでも可)を全て添付してください。  
※在園する幼稚園とは別に、認可外保育施設・認証保育所の利用が無償化の対象として申請できるのは「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満」の幼稚園や認定こども園に在籍する児童です
  - 在園する幼稚園とは別に、区外の一時保育・病児・病後児保育等を利用した場合は、その施設が発行した提供証明書(原本)、領収書(写しでも可)を全て添付してください。  
※在園する幼稚園とは別に、区外の一時保育・病児・病後児保育等の利用が無償化の対象として申請できるのは「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満」の幼稚園や認定こども園に在籍する児童です。
  - ※病児・病後児保育等の子育て支援サービスを併用される場合のみ、新2号あるいは新3号認定が必要となります。
- ※領収書の原本等、提出された書類は返却できませんので予めご了承ください  
不明な点は在籍園にお問い合わせください。
- 転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

葛飾区 子育て施設支援課 私立幼稚園係  
電話番号 03(5654)8266